

権利放棄につき議決を求めることについて

県有地の使用料相当損害金、訴訟費用および執行費用に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 権利放棄する額

使用料相当損害金	3,746,100円	平成19年4月から令和6年12月までの使用料相当損害金
訴訟費用	29,278円	印紙代、切手代等
執行費用	14,981,814円	申立手数料、撤去費用等
計	18,757,192円	

2 権利放棄の理由

滋賀県米原市上丹生の県有地（醒井養鱒場内）に、平成19年3月31日をもって行政財産の使用許可期間が終了した有限会社香露園が所有する建物「香露園」の不法占有状態を続けてきた。

当該法人の代表者は平成18年に死亡し、法人の実態がない状況の中、令和3年度に建物の劣化が著しく進行したことから、令和5年6月30日に建物収去土地明渡等請求の提起と併せて、民事訴訟法第35条の特別代理人の選任を申し立てた。

同年12月14日に判決確定後、令和6年度に強制執行を申し立て、撤去費用を県が負担した上で、令和6年12月3日に香露園の原状回復が完了した。

原状回復は完了したが、上記債権を回収できる見込みはなく、権利放棄の議決を求めるもの。

3 経緯

明治11年度 ビワマスの養殖事業を目的とした県営ふ化場として醒井養鱒場を設立。
その後、一時民間に払い下げられる。

昭和4年度 水産試験場附属醒井養鱒場として県営に復帰。

昭和6年度 香露園開業

平成6年度 香露園休業

平成18年度 有限会社香露園の唯一の代表者が死亡。

行政財産使用許可が終了し、撤去されないまま不法占有状態が継続。

令和3年度 建物の劣化が著しく進行。（建物の崩壊が進む。）

令和4年度 建物の危険性を鑑み、県顧問弁護士に相談したところ、訴訟提起し判決をもらった上で、撤去に向けた手続きを進めるよう助言をいただく。

令和5年度 6月30日建物収去土地明渡等請求→12月14日判決確定

令和6年度 強制執行申立て 10月3日催告→10月22日断行→12月3日原状回復

4 寄附の受入

醒井養鱒場によく来場される県民の方より15,000千円の寄附の申し出があったため、「醒井養鱒場の振興」として受け入れ、香露園の撤去費用等に充当する。また、当人は醒井養鱒場内に残存していた他の不法占有建物「紅葉荘」と「深山荘」について自らの私財により撤去された。

